

男女共同参画社会の実現に向け 弥富市女性活躍 ～輝く女性を紹介します～

市では、男女ともに輝けるまちづくりを目指して、あらゆる分野における女性の活躍を推進しています。先輩の言葉をヒントに新たな挑戦をしてみませんか。



にほんごきょうしつ カムカム 服部 智子さん

Q1. 地域ボランティアによる日本語教室を開設したきっかけを教えてください。

若い頃から色々な国を見てみたいと一人旅に出たりしましたが、人生の半ばを越えた今でも外国人と関わることがしたいという気持ちは変わらず、数年前に日本語教師の資格を取りました。他市で日本語を教えるボランティアを始めてから、弥富市にはもっと多くの外国人がいるのに、なぜ日本語教室がないのだろう？あったら勉強したい人はいっぱいいるのでは？と思うようになりました。そこで、だったら自分でやってみよう！と思ったのが始まりです。

Q2. やりがいや原動力を教えてください。

まず、縁あって日本に来てくれた外国人に日本や日本人を好きになってほしい、という思いがあります。そのためには、私たち日本人が偏った思い込みを持たずに外国人と付き合えるようにならなければ、とも思います。日本語教室を始めてから、外国人学習者と日本人ボランティアの両方が、活動しながら少しずつ互いの理解を深めていることがやりがいにつながっています。

Q3. 活動継続のため心がけていることを教えてください。

参加する外国人はもちろん、ボランティアの自分たちも楽しむこと。

Q4. 新たな挑戦をする人へ応援メッセージをお願いします。

最初は大変なこともあります。同じ目的を持つ仲間がいると、びっくりするほど気持ちも負担も軽くなります。そんな仲間を見つけてください！



☎ 市役所市民協働課（内線432）

4月から 特別児童扶養手当、特別障がい者手当などの 支給額が改定されました

		～令和5年3月(月額)	令和5年4月～(月額)
特別児童扶養手当	1級	52,400円	53,700円
	2級	34,900円	35,760円
特別障がい者手当	A種	34,150円	34,830円
	B種	28,350円	29,030円
障がい児福祉手当	A種	21,750円	22,120円
	B種	16,000円	16,370円

※特別障がい者手当および障がい児福祉手当の月額の金額は、国制度分と県制度分の合算になります。

☎ 市役所福祉課（内線162・163）

児童手当と特例給付の支給額

☎ 1000261

対象者

市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母など

所得制限表

扶養親族などの数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人	7,740,000円	10,100,000円

※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

受給者の所得が所得制限表の

- ①未満の場合
児童手当
- ①以上②未満の場合
特例給付
- ②以上の場合
支給されません

支給額

児童の年齢	児童1人当たりの月額	
	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円※)	
中学生	10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

支給月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

認定請求(申請)が必要なとき

- ・児童が産まれたとき
- ・市外から転入したとき
- ・公務員を退職したとき
- ・所得上限額を超えていたが、当該上限額を下回ったとき

(税額通知書などにより、所得上限額を下回ることとなった事実)を知った日の翌日から15日以内に請求してください。

※申請月の翌月分の手当から支給します。ただし、出生日や転入日が月末に近く、申請日が翌月になった場合は、事由発生日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。※公務員の場合は勤務先での申請となります。

申請に必要なもの

- 申請者名義の通帳
 - 申請者と配偶者の個人番号が分かるもの
- ※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

届け出が必要なとき

- ・6月に児童課より児童手当・特例給付現況届の案内があったとき
- ・受給者や児童が転出するとき
- ・振込口座を変更したいとき(受給者名義の口座のみ)
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・受給者または配偶者が所得更正したとき
- ・新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・離婚により、配偶者が支給対象児童とともに現在の受給者と別世帯になった(離婚協議中の別居含む)とき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・その他家庭状況に変更が生じたとき

4月から 児童扶養手当の支給額が改正されます

☎ 1000262

		～令和5年3月(月額)		令和5年4月～(月額)	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
児童扶養手当	本体額	全部支給	43,070円	全部支給	44,140円
		一部支給	43,060円～10,160円	一部支給	44,130円～10,410円
	第2子加算額	全部支給	10,170円	全部支給	10,420円
		一部支給	10,160円～5,090円	一部支給	10,410円～5,210円
	第3子以降加算額	全部支給	6,100円	全部支給	6,250円
		一部支給	6,090円～3,050円	一部支給	6,240円～3,130円

☎ 市役所児童課（内線155）